平成２７年（フ）第４１９６号
大阪市東淀川区菅原４丁目３番21号ルールマンション503号
債務者　牛垣　和紀
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２０７号
大阪市東住吉区鷹合４丁目16番12号
債務者　森脇　　透
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２０９号
大阪府枚方市翠香園町31番６号
債務者　里見　　凌
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２１５号
大阪府枚方市津田西町１丁目16番15―303号
債務者　長田真菜美（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４２４号
大阪府豊中市東泉丘４丁目１番３―101号
債務者　伊藤千代美
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４８８号
大阪府茨木市沢良宜浜３丁目９番143号
債務者　小西　清綱
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５０４号
大阪府高槻市寿町１丁目17番４号
債務者　中尾　豊子
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５３５号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号、前住所大阪府吹田市南高浜町９番12号
債務者　三上　泰弘
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５５４号
大阪府寝屋川市池田３丁目７番１号
債務者　岩田　一利
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５７２号
大阪市平野区加美鞍作１丁目10番25―635号
債務者　福田あつ子
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５７９号
大阪市住之江区南港中２丁目８番32―1312号
債務者　種田みどり（旧姓大竹野）
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５９７号
大阪市東淀川区豊里１丁目４番17号レオパレス豊里Ⅱ405号、前住所大阪市城東区天王田13番10号天王田ファミリーハイツ２番館102
債務者　松原　恵子（旧姓大近）
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５９８号
大阪市平野区加美北７丁目７番39号605、前住所大阪市生野区巽中２丁目22番５号604号
債務者　佐藤勝相こと　佐藤　勝輝
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６１４号
大阪府吹田市原町１丁目39番６号
債務者　中西　正己
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６１５号
大阪府吹田市原町１丁目39番６号
債務者　中西　初美（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６６４号
大阪市浪速区日本橋東３丁目６番２―901号
債務者　菊川武夫こと　李　　在得
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３１号
兵庫県明石市大久保町高丘３丁目１番地の１　11棟501号、前住所大阪市港区築港１丁目13番16―206号
債務者　山田　聖子
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係